

藤田医科大学における内部質保証に関する方針及び手続

藤田医科大学（以下、本学という）は、建学の理念「独創一理」の下に本学の目的を達成することを目指して、自らの責任において本学の教育、研究及び社会貢献等に係る諸活動が適切な水準にあることを説明又は証明し、恒常的且つ継続的に質の保証及び向上を図るために、以下のとおり内部質保証に関する方針及び手続を定める。

1. 内部質保証に関する方針

- 1) 藤田医科大学全学教学運営委員会（以下、全学教学運営委員会という）は、大学全体の内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長のリーダーシップの下に副学長、学長補佐等で構成する全学的な教学マネジメント体制を築き、PDCA サイクル等を適切に機能させ、恒常的・継続的に教育研究の質の保証に取り組む。
- 2) 全学教学運営委員会は、建学の理念及び学位授与方針（ディプロマポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラムポリシー）及び学生の受入れ方針（アドミッションポリシー）の3つの方針（以下、3ポリシーという）の基に各学部等が実施する教育研究活動に関する方針や計画の決定及び改善・向上に向けた助言や指導又は支援を行う。
- 3) 全学教学運営委員会の下に、全学的な藤田医科大学自己点検・評価委員会（以下、自己点検・評価委員会という）を置き、教育研究活動の妥当性について、学校教育法第109条第2項に定める文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関が定める「大学基準」に基づいて、別に定める実施サイクルにより自己点検・評価を行い、その結果及び大学評価の結果を基に、改善に向けた方針・計画を策定する。
- 4) 自己点検・評価委員会の下で、学部、研究科その他の組織ごとに設置される小委員会が、建学の理念、目的並びに3つの方針等に照らして、IRの分析結果等の客観的エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に行い、その結果を基に全学的観点による自己点検・評価を行うことで、PDCAサイクルを適切に機能させ、内部質保証システムの維持・向上を図る。
- 5) 学外委員のみで構成された藤田医科大学外部評価委員会（以下、外部評価委員会という）を置き、自己点検・評価委員会の評価報告書を基に、内部質保証システム、3つの方針に係る取組みのほか本学の教育研究活動状況に関して外部委員会に意見を求め、評価を受けることにより自己点検・評価結果の客観性及び妥当性を高める。
- 6) 教育プログラムの改善並びに教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、学長のリーダーシップの下に全学的なFD・SD委員会を設置し、組織的にFD又はSDを計画・実施することにより、教職員に対して恒常的な内部質保証の意識の浸透を図る。

2. 内部質保証に関する手続

- 1) 学部、研究科の各小委員会が行った自己点検・評価の結果は、各学部の教授会又は各研究科委員会において意見を求めた後に、自己点検・評価委員会の委員長に提出し、その結果を

全学教学運営委員会にて報告するものとする。

- 2) その他組織の各小委員会が行った自己点検・評価の結果は、自己点検・評価委員会の委員長に提出し、その結果を全学教学運営委員会にて報告するものとする。
- 3) 自己点検・評価委員会は、各小委員会から提出された自己点検・評価結果を基に、全学的観点に基づく自己点検・評価を行い、大学としての自己点検・評価報告書を作成し、外部評価委員会の評価を受ける。その内容を全学教学運営委員会及び理事会に報告するとともに、社会に対してホームページにおいて公表する。
- 4) 認証評価制度に基づいて、認証評価機関（公益財団法人大学基準協会）による認証評価を受審した場合、大学評価（認証評価）結果をホームページにおいて公表する。また、医学部にあつては、日本医学教育評価機構による医学教育分野別評価を受審した場合、その評価結果も同様に公表する。

2022年11月22日

全学教学運営委員会